

意見書の要旨

国家戦略都市計画建築物等整備事業に係る原案を平成26年12月12日から2週間公衆の縦覧に供したところ、国家戦略特別区域法第21条第6項の規定により、1通（1団体）の意見書の提出があった。その意見書の要旨は次のとおりである。

名 称	意 見 書 の 要 旨	国家戦略特別区域会議の見解
東京都市計画 地区計画虎ノ門 駅南地区地区計 画	<p>I 賛成意見に関するもの なし</p> <p>II 反対意見に関するもの なし</p> <p>III その他の意見</p> <p>1 都市計画に関する意見 なし</p> <p>2 事業施行に関する意見 なし</p> <p>3 その他の意見 1通（1団体）</p> <p>(1) 東京メトロ銀座線虎ノ門駅と日比谷線虎ノ門新駅（仮称）を連絡する地下歩行者通路の設置に関し、所有するビルは、同通路に面しているため、将来ビル建て替え時には、地下歩行者通路と接続することにより、利用者の利便性向上と安全性の確保に協力したいので、通路の施工にあたっては配慮し、設計段階で調整してほしい。</p> <p>(2) 所有するビルの地下1階は飲食店街となっており、地下歩行者通路工事期間中は、騒音・振動等により利用客の減少や業務への支障等各テナントから補償等の要望が出された場合には、必要な対応をしてほしい。</p>	<p>I 賛成意見に関するもの</p> <p>II 反対意見に関するもの</p> <p>III その他の意見</p> <p>1 都市計画に関する意見</p> <p>2 事業施行に関する意見</p> <p>3 その他の意見</p> <p>(1) 地下歩行者通路については、周辺の街区再編等に対応し、地下接続が可能な構造として、設計することとなる。今後、計画の具体化に併せて、地元の意向も踏まえ検討を行う。</p> <p>(2) 地下歩行者通路の整備にあたっては、今後、計画の具体化に併せて、騒音、振動等による影響の少ない工法の選択や施工時間の調整など、近隣の方々と調整を図って進める。</p>